

令 和 7 年 4 月 1 日

東宝健康保険組合
理 事 長



令和 7 年度任意継続被保険者の標準報酬について

標記の件、下記の通り公告します。

記

1. 令和 7 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、「本人の資格喪失時の標準報酬月額」か「当健康保険組合の平均標準報酬月額（第 26 級 380,000 円※）」のいずれか低い額となります。（健康保険法第 47 条【任意継続被保険者の標準報酬月額】の規定による）

※令和 6 年 9 月 30 日現在の当健康保険組合の被保険者全員の標準報酬月額の平均額 383,577 円に基づいて算定。

2. 健康保険料の月額は上記により決定した標準報酬月額に 85/1000 を乗じた額となります。なお、40 才以上 65 才未満の方については、別途、「介護保険料」として同じ標準報酬月額に 16/1000 を乗じた額を徴収いたします。

以 上